

注：・手順に関しては、出願（申請）時のみを示しており、出願後の手順は別途規定します。
・国際（PCT）出願については別途規定します。

①. 大まかな見積額の提示（下記が提示する内容そのものとなります）

以下は出願から登録までの大まかな見積となります。

調査時および出願時の詳細な見積は③. の段階でご提示します。

調査時：3万円（特許性の調査費用；調査が必要と判断した場合のみ）

出願時：約30万（公費＋弊所費用）（出願することになった場合にはこの金額から調査費用3万円を割引かせて頂きます）

審査請求時：1万円（弊所費用）および公費（なお、公費は通常約15万ですが、中小企業の場合には1/2に、小規模およびベンチャー企業の場合は1/3に減額されます）

登録時：10万円（成功報酬＝弊所費用）＋公費（なお、公費は通常約2万ですが中小企業の場合には1/2に、小規模およびベンチャー企業の場合は1/3に減額されます）

②. 技術内容についてお伺いします

上記①.にご納得いただいた場合には具体的な技術内容についてe-mailまたはビデオ会議（Zoom等）、お電話、貴社または弊所での直接面談等、により、技術内容についてお伺いします。

お伺いする内容は以下の通りです。

- ・現状の技術に関する説明（問題点など）
- ・発明に関する説明

※効果や発明内容を説明するための図面などがあれば、ご用意をお願いします。

なお、「発明提案書」のフォーマットがありますので、可能であれば先ずそれにご記入頂き、それに基づいてこちらから質問させて頂く手順とした方が効率的です。

③. 調査時および出願時の詳細な見積の送付

なお、この「出願時の詳細な見積」は見込額です。

実際に明細書を作成（下記⑥.）して費用に差額が生じた場合には出願後に差額の返金又は請求をさせていただきます。

④. 調査の開始

お客様が③. の見積額で良いと判断された場合には、先ず調査時の請求書（「調査時の詳細な見積」の額）をお送りしますので、その金額をご送金ください。

調査時の請求書のご送金が確認され次第、弊所が特許性の調査をします。

登録可能性についてはパーセントでご提示します。
調査結果は特許性調査書として貴社にご提示します。

⑤. 出願の決定と出願時の費用のご送金

特許性調査書に基づいて出願するか否かをお客様がお決めください。

出願すると決定された場合には、先ず受任契約（委任状による委任、または、顧問契約）を締結させていただきます。

その後（または同時に）、出願時の請求書（「出願時の詳細な見積」の額（見込額））をお送りしますので、その金額をご送金ください。

⑥. 明細書の作成と出願

出願時の請求書のご送金が確認され次第、弊所にて明細書を作成し、貴社にご提示します。

修正すべき箇所がある場合にはご指示いただき、最終的に内容についてご納得いただいた場合に、その内容にて弊所でお願致します。

（修正点や内容に関する質問などのやり取りは、e-mail またはビデオ会議（Zoom 等）、お電話、貴社または弊所での直接面談等で行います）

その後、上述の通り、出願時の見積（見込額）と実際の明細書作成後の費用とに差額があった場合には、差額の返金又は請求をさせていただきます。

以上